

(証券コード 3455)
平成28年10月3日

投資主各位

東京都千代田区神田小川町三丁目3番地
ヘルスケア&メディカル投資法人
執行役員 吉岡靖二

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成28年10月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成28年10月27日（木曜日）午前10時
（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館 ベルサー
ル神保町 3階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://hcm3455.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 会計監査人の報酬の支払時期について、実務を踏まえて柔軟に対応できるようにするために変更を行うものです（現行規約第26条）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）の改正により、不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へにおいて定義される意味を有します。）に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権などが追加されたことに伴い、本投資法人の主たる投資対象を不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権とする旨を明確にするために変更を行うものです（現行規約第28条）。
- (3) 租税特別措置法施行規則の改正により不動産投資法人の特例適用が削除されたことに伴い、特例適用のための記載要件とされていた規約条文が不要となったため、削除するものです（現行規約第29条第3項）。
- (4) 規約の簡素化のために、第1期営業期間の終了に伴い、不要となった規定を削除するものです（現行規約第35条但書及び第38条第1項第1号但書）。
- (5) その他、表現の明確化のために変更を行うものです（現行規約第5条）。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領後2ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第28条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産に対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び<u>投資主との</u>合意による自己の投資口の取得）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領後、<u>会計監査人の請求を受けてから</u>2ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第28条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権、<u>地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権</u>に対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（投資態度）</p> <p>1. ～ 2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人が取得する資産の組入比率は<u>以下の(1)及び(2)の方針によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>(2) <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則第22条の19に規定する不動産等の価格の割合が、100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>第35条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成27年7月末日までとする。</u></p>	<p>第29条（投資態度）</p> <p>1. ～ 2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする<u>方針によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第35条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、1.0%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬 I とする。<u>但し、本投資法人の設立後最初の営業期間の運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に、1.0%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各特定資産の運用実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）とする。</u></p> <p>(2)～(5)（記載省略）</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、1.0%（年率）を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切捨てる。）を運用報酬 I とする。</p> <p>(2)～(5)（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>制定 平成26年11月28日</p> <p>改正 平成27年1月23日</p>	<p>制定 平成26年11月28日</p> <p>改正 平成27年1月23日</p> <p>改正 平成28年10月27日</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員吉岡靖二の任期は、平成28年12月9日までとなっていますが、任期の調整のため、平成28年10月31日をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、平成28年11月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、平成28年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成28年9月14日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当
ヨシ 吉 オカ 岡 セイ 靖 ジ 二 (昭和38年10月25日生)	昭和61年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成15年1月 同行 ストラクチャードファイナンス営業部 不動産ファイナンスグループ長 平成17年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 投資企画グループ長 平成18年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 副部長 平成23年4月 同行 不動産ファイナンス営業部長 平成25年11月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長 平成26年4月 同社 転籍 代表取締役社長（現任） 平成26年12月 本投資法人 執行役員（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。上記執行役員候補者と本投資法人の間には、その他に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である平成28年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成28年9月14日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、及び重要な兼職の状況
フジ 藤 セ 瀬 ユウ 裕 ジ 司 (昭和37年5月21日生)	昭和61年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成19年3月 みずほ証券株式会社 入社 平成22年8月 日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社） 法務部副部長 平成22年10月 同社 商品・法人コンプライアンス部副部長 平成24年3月 同社 法務部長 平成26年9月 同社 法務部 平成28年2月 弁護士登録 島田法律事務所 入所（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 本議案による補欠執行役員の選任については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行うことができるものとします。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤本幸彦及び志田康雄の任期は、平成28年12月9日までとなっていますが、任期の調整のため、平成28年10月31日をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、平成28年11月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、平成28年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、及び 本投資法人における地位
1	フジ モト サチ ヒコ 藤 本 幸 彦 (昭和28年12月23日生)	昭和52年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成元年10月 中央新光監査法人 入所 平成2年8月 中央コーパス・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所(現 PwC税 理士法人) 入所 平成5年5月 同法人 マネージャー 平成9年4月 同法人 パートナー 平成20年7月 同法人 理事パートナー 平成26年7月 隼あすか法律事務所 顧問(現任) 平成26年12月 本投資法人 監督役員(現任)

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第2回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町3階

電 話：03-3263-9621

交 通：「九段下駅」7番出口徒歩3分（東西線）
「九段下駅」5番出口徒歩4分（半蔵門線・新宿線）
「神保町駅」A2出口徒歩5分（半蔵門線・新宿線・三田線）
「水道橋駅」西口徒歩8分（JR線）
「飯田橋駅」東口徒歩12分（JR線）



*九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ございますのでご注意ください。
(「ベルサール九段」「ベルサール神保町アネックス」ではございません。)

お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。